

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

- 豊島区地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、豊島区防災会議が策定する計画である。
- この計画に基づき、区、都及び関係機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関(以下「防災関係機関」という)、区民及び地域防災組織が持てる力を有効に発揮し、連携を強化することにより、「自助」「共助」「公助」を実現し、区の地域における災害予防、応急・復旧対策、震災復興を力強く推進し、区民の生命、身体及び財産を保護するとともに、都市機能の維持・回復を図り、区全体の防災対応力を向上させることを目的とする。

第2節 計画の性格と構成

- この計画は、豊島区基本計画に掲げる「地域と共に支えあう安全・安心なまち」に向けて、事前に災害に備え、安全・安心で強靱な都市を形成するための施策を定めた豊島区国土強靱化地域計画と連携しつつ、区の地域にかかる防災に関し、区の処理すべき事務または業務を中心として、防災関係機関が処理する事務または業務を包含する総合的かつ基本的な計画である。
- この計画に基づき、防災関係機関の責任を明確にするとともに、事務または業務を有機的に結合する。この計画は、区の災害対策の基本計画として位置づける。構成とその主な内容は次のとおりである。

【豊島区地域防災計画の構成】

構成	主な内容
第1部 総則	○区の概要、首都直下地震等の被害想定、減災目標等
第2部 施策ごとの具体的計画(予防・応急・復旧計画)	○区及び防災関係機関等が行う予防対策、区民及び事業者等が行うべき措置 ○地震災害が発生した後に区及び防災関係機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等
第3部 災害復旧計画	○被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等
第4部 南海トラフ地震等防災対策	○南海トラフ地震等に対する対策等
第5部 風水害編	○風水害時に区及び防災機関が行うべき予防対策、区民及び事業者等が行うべき措置 ○風水害が発生した後に区及び防災関係機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等

- 被災者の視点に立った防災対策を推進するためには、とりわけ、女性や子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、難病患者、外国人等の要配慮者等に対して、きめ細かい配慮が求められる。

第3節 計画の修正

- この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年、検討を加え、必要があると認めるときは修正する。
- 各防災関係機関は、関係のある事項について検討し、修正がある場合には、計画修正案を豊島区防災会議に提出する。

第4節 他の法令に基づく計画との関係

- この計画は、区の地域における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有し、指定行政機関等が作成する防災業務計画または東京都地域防災計画等に矛盾または抵触するものであってはならない。

第5節 計画の習熟

- 防災関係機関は、平常時から地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練などを通じて、この計画の習熟を図り、災害への対応能力を高めていく。

第2章 区の概況

第1節 位置・地勢

- 区は、中央部の経緯度が東経 139 度 43 分、北緯 35 度 44 分であり、北側を荒川、南側を多摩川に挟まれた武蔵野台地の東部に、また、都区部では西北部に位置し、新宿区、文京区、中野区、北区、板橋区、練馬区と接している
- 区の面積は、13.01k m²で東西 6.72km、南北 3.66km と東西に長く、海拔は 8m から 36m と多少起伏はあるが、概ね平坦な台地状となっている。
- 区が位置する武蔵野台地は、関東ローム層と呼ばれる洪積層とともに多孔質であるため、水分を多く含むことができると同時に透水性に富み、水捌けが良い地質である。

第2節 人口

- 総務省「令和2年国勢調査」によると区の人口は、301,599 人となり、前回平成 27 年の 291,167 人に比べ、10,432 人増加している。
- また世帯数は、183,819 世帯となり、前回平成 27 年の 176,376 世帯に比べ、7,443 世帯増加している。

【区の人口】

国勢調査	世帯数 (世帯)	人口			人口密度 (人/km ²)	1世帯 あたり人員 (人/世帯)
		男(人)	女(人)	計(人)		
平成27年	176,376	146,827	144,340	291,167	22,380	1.65
令和2年	183,819	151,020	150,579	301,599	23,182	1.64

※資料編P1「地域別の世帯及び人口」

【国籍別外国人住民】

国名	人口(人)	国名	人口(人)
中国	12,718	タイ	252
ベトナム	2,460	インド	164
ネパール	2,414	イギリス	160
韓国、朝鮮	2,390	インドネシア	102
フィリピン	536	その他	3,956
アメリカ	421	合計	25,573

※その他には、無国籍および国名不詳を含む。

第3節 生活環境

土地利用 (令和3年度土地利用現 況調査)	非宅地面積	411.46 ha	
	公園、墓地、運動場等	52.99 ha	
	屋外利用地、未利用地等	59.39 ha	
	道路、鉄道、河川	299.08 ha	
	宅地面積	886.99 ha (100%)	
	公共系施設	134.58 ha (15.2%)	
	事務所	56.33 ha (6.3%)	
	専用商業施設	26.35 ha (3.0%)	
	宿泊・遊興・スポーツ・興業施設	17.34 ha (1.9%)	
	住商併用施設	59.98 ha (6.8%)	
道路 (令和6.4.1)	総延長	303,475 m 総面積2,279,398 m ²	
	国道	4,697 m	162,807 m ²
	都道	16,036 m	448,828 m ²
	区道	282,742 m	1,667,763 m ²
公園 (令和5.4.1)	総面積	164か所	237,387 m ²
	公園	92か所	211,503 m ²
	(目白の森・池袋の森・目白庭園を含む)	72か所	25,883 m ²
	児童遊園 (仮児童遊園他を含む)		
上下水道	上水道普及率	100 %	
	下水道普及率	100 %	

※資料編P10「産業大分類別事業所数及び従業者数」

第3章 計画の前提条件

第1節 首都直下地震等による東京の被害想定

1 概要

- 東京都防災会議は、平成3年には関東地震の再来を想定した被害想定を、また、平成9年には、阪神・淡路大震災を踏まえ、平成9年8月に「東京における直下地震の被害想定に関する調査報告書」を公表した。
- また、東京の都市構造が大きく変化したことや国が初めて首都直下地震の被害想定を平成17年2月に公表したことなどから、平成18年5月、「首都直下地震による東京の被害想定」を決定した。
- さらに、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえ、平成24年4月、「首都直下地震等による東京の被害想定」を決定した。
- 前回被害想定から約10年が経過するなか、住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展や高齢化や単身世帯の増加など都内人口構造の変化、南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇など、東京を取り巻く環境が変化している。
- このため、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、令和4年5月、「首都直下地震等による東京の被害想定」を決定し、公表された。
- なお、現在の科学的知見では、客観的に定量化できる事項に限られるため、今回の被害想定では、過去の大規模地震において家庭や地域で実際に発生した被害様相等も参考としつつ、首都直下地震等の発生時に起こり得る事象について、定量的に示すことが困難な事項についても、定性的な被害シナリオとして新たに示した。また、現状において想定し得る被害量だけではなく、耐震化や初期消火対策等、今後の取組により見込まれる被害縮減の効果等も初めて推計した。

2 前提条件

(1) 想定地震

項目	内容			
想定地震	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
規模	マグニチュード(以下「M」と表記する) 7.3		M8クラス	M7.4
震源	東京都23区南部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域
震源の深さ	約49km	約45km	約11km	約17km
発生確率	今後30年以内70% (南関東地域におけるM7クラスの確率)		今後30年以内 0～6% (180年から590年の発生間隔)	今後30年以内 0.5%～2%

(2) 気象条件等

季節・時刻・風速	想定される災害
冬・朝5時 風速 4m/秒 8m/秒	○阪神・淡路大震災と同じ発生時間帯。 ○多くの人々が自宅而就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 ○オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬・昼12時 風速 4m/秒 8m/秒	○オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。 ○外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。 ○住宅内滞留者数は1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は他の時間帯と比較して少ない。
冬・夕18時 風速 4m/秒 8m/秒	○火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。 ○オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。 ○ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。 ○鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。

3 本計画における「首都直下地震等による東京の被害想定」の取扱い

- 「首都直下地震等による東京の被害想定」で想定される地震のうち、都心南部直下地震及び多摩東部直下地震において、区で震度6弱あるいは震度6強の揺れが想定されており、被害の規模が大きいものとなっている。
- 区では、都心南部直下地震及び多摩東部直下地震によって、想定される区における被害を、この計画の前提条件とし、震災に対する具体的な対策を検討する。

【区における主な被害想定】

条件	種類		単位	都心南部直下地震	多摩東部直下地震
	予想震度階(区内における面積比率)	6弱	(%)	90.7	93.7
		6強	(%)	9.3	6.3
	時期及び時刻		—	冬の夕方18時	
	風速		—	8m/秒	
物的被害	建物全壊数 原因別	ゆれ	(棟)	794	810
		液状化	(棟)	22	17
		急傾斜地崩壊	(棟)	0	0
		計	(棟)	816	827
	火災	出火件数	(件)	8	9
		焼失棟数(倒壊建物を含む)	(棟)	745	877
		焼失棟数(倒壊建物を含まず)	(棟)	733	860
	ライフライン	電力(停電率)	(%)	6.5	5.6
		通信(固定電話不通率)	(%)	1.6	1.9
		ガス(供給停止率)	(%)	0.0	0.0
		上水道(断水率)	(%)	21.6	21.6
		下水道(下水道管きょ被害率)	(%)	3.4	3.1
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		(台)	647	634
	震災廃棄物		(万t)	41	43
人的被害	死者(うち災害時要援護者死者数)		(人)	55(26)	59(28)
	負傷者(うち重傷者)		(人)	1,362(215)	1,467(236)
	避難人口	避難所避難者	(人)	32,136	31,920
		避難所外避難者	(人)	16,068	15,960
		計	(人)	48,203	47,880
	滞留者数(うち屋外被災者)		(人)	396,744 (39,089)	396,744 (39,089)
	徒歩帰宅困難者数		(人)	128,014	128,014
	自力脱出困難者数		(人)	297	317

※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合がある。

※揺れ・液状化等による建物全壊や地震火災の重複を除去しているため、原因別の被害の合計値とは一致しない。

※交通・ライフライン被害は、以下のように定量化可能な被害が限定的であり、実際には、さらなる被害拡大と復旧の長期化の可能性が高い点に留意が必要である。

・道路、鉄道被害：橋脚・橋梁被害・電力被害：配電設備被害による停電率・通信被害：配電網被害による不通回線率

【定性的な被害シナリオ(身の回りで起こり得る被害の様相)】

○今回の被害想定では、過去の大規模地震において家庭や地域で実際に発生した被害様相等も参考としつつ、東京の地勢や地域特性による特有の状況等を踏まえ、首都直下地震等の発生時に起こり得る事象について、定量的に示すことが困難な事項についても、定性的な被害シナリオとして示している。

○なお、本被害の様相は、あくまで一つの想定として作成したものであり、実際には首都直下地震等が発生した場合に、記載した被害の様相どおりの事象が発生するものではないことに留意が必要である。

(1) インフラ・ライフラインの復旧に向けた動き

○発災後当面の間は、ライフラインの途絶や公共交通機関の寸断など、身の回りの生活環境に大きな支障が生じるとともに、被害が甚大な場合は、その復旧が長期化するおそれがある。

(2) 救出救助機関等による応急対策活動の展開

○建物倒壊などにより至るところで道路が閉塞し、救出救助部隊や、被災者が必要とする物資の円滑な移動が困難を極め、消火・救助活動や被災地支援が遅滞し、長期化するおそれがある。また、隣接県でも甚大な被害が発生し、都外からの応援が十分得られない可能性がある。

(3) 避難所での避難

○避難所では、発災直後から多くの被災者が殺到し、避難所運営が混乱するだけでなく、物資の不足やトイレの衛生環境の悪化、プライバシーの確保や避難者間のトラブルなど様々な課題が発生する可能性がある。

(4) 住み慣れた自宅等での避難生活

○建物に大きな被害がなくても、家具や家電製品等が、転倒・移動し、下敷きになったり、人に衝突する可能性がある。また、排水管など建物内の設備の損傷等により、トイレやエレベーターが長期間に渡り使用できなくなる可能性がある。ただし、家具転倒防止や携帯トイレの備蓄など必要な備えを行えば、プライバシーが確保され、住み慣れた自宅に留まることは有効である。

(5) 帰宅困難者を取り巻く状況

○携帯電話の不通などにより、家族の安全が確保できず、多くの人が自宅などに帰ろうとするが、道路の閉塞や延焼火災、余震による看板の落下などが至るところで発生し、帰宅困難者自身の安全確保にも重大な支障が生じる可能性がある。

第2節 地域危険度

- 都は、東京都震災対策条例に基づき、概ね5年ごとに地域危険度測定調査を実施しており、都内の市街化区域の5,192 町丁目について、各地域における地震に関する危険性を、建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難係数及び総合危険度を明らかにしている。令和4年9月に「地震に関する地域危険度測定調査(第 9 回)」の結果を公表した。
- 本調査は「首都直下地震等による東京の被害想定」のように、特定の震源を想定せずに、その地域の地震に対する危険度の度合を地域間で相対的に比較して、5段階で評価している。

1 調査の目的

- 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。
- 震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。

2 調査結果

- 防災都市づくりを推進する上で、地域に内在する地震に関する危険性を把握するための指標として、建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難係数及び総合危険度を測定・算出した。
- 建物倒壊危険度及び火災危険度は、地震動に起因する建物倒壊の危険性及び火災の危険性を示す指標であり、防災都市づくりに活用しやすい指標となるよう測定した。災害時活動困難係数は、避難や救助、消火活動などの災害時活動の必要性に対して、災害時活動に寄与する道路基盤等の整備状況を算出したものである。総合危険度は、建物倒壊危険量及び火災危険量を合算し、災害時活動困難係数を乗じて総合化し、地震動に起因する危険性を総合的に測定したものである。

【第9回東京都地域危険度測定調査】

ランク		←危険度：低 危険度：高→				
		1	2	3	4	5
建物倒壊危険度	町丁目数	10	49	24	0	0
	構成比	12.0%	59.0%	28.9%	0.0%	0.0%
火災危険度	町丁目数	19	31	24	9	0
	構成比	22.9%	37.3%	28.9%	10.8%	0.0%
総合危険度	町丁目数	17	22	37	6	1
	構成比	20.5%	26.5%	44.6%	7.2%	1.2%

※資料編P11「豊島区における地域危険度一覧」

第3節 複合災害への対応

1 複合災害への対応

- 東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故など、複合災害に見舞われた。また、近代未曾有の大災害である関東大震災では、台風の影響で関東地方では強風が吹いており、火災延焼による被害の拡大が顕著であったほか、地震発生から3週間後に台風が接近した。近年では、令和2年7月豪雨が新型コロナウイルス感染拡大の最中で発生し、感染症対策を踏まえた避難所運営や応援職員の受入れなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされた。
- また、「首都直下地震等による東京の被害想定」においても、大規模風水害や火山噴火、感染拡大などの複合災害発生時に起きうる事象を整理されており、以下のような同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、こうした状況も念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する必要がある。

【被害想定で想定されている主な複合災害】

複合災害	想定される被害
風水害	○土砂災害警戒区域において、地震時に急傾斜地の崩壊、地すべり、土石流等が生じなかった場合でも、地盤の緩みやひび割れ等が生じている場合があり、特に、地震発生が梅雨期等であった場合、長雨や集中豪雨により、急傾斜地の崩壊等が発生する可能性が高まる。また、地震による急傾斜地の崩壊が、豪雨災害の被害を拡大させる可能性がある。 ○水害発生後に地震が発生した場合には、強風や氾濫流などによって構造耐力が低下した建物が、地震動により倒壊する可能性がある。また、強風によりブルーシートが吹き飛ばされ、一部損壊の家でも雨漏りによって家財等の被害が拡大する。さらに、水害により浸水した地域で、地震による火災が発生すると、自宅に留まっていた人が逃げられなくなったり、消火活動が行えなくなる可能性がある。
火山噴火	○数センチの降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化する可能性がある。 ○火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化する可能性がある。
感染拡大	○地震災害によって多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生する可能性がある。 ○救出救助活動や避難者の受入等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性がある。 ○医療施設や医師・看護師等が、地震災害の救出救助活動に追われ、感染症への対応に手が回らなくなる可能性がある。

2 複合災害に備え留意すべき事項

- 先発災害発生時における被害状況等を踏まえ、第2部で掲げる各種施策を確実に進めつつ、後発災害に伴う影響なども念頭に置き、以下の点に留意する必要がある。

留意事項

- 自分の命は自分で守る視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を促進

- 都市基盤施設の整備・耐震化など、防災・減災対策の加速化
- 様々なシナリオを想定した、BCP の策定、訓練の繰り返し実施・検証
- 避難先のさらなる確保、在宅避難・自主避難など分散避難の推進
- 夏季発災時における熱中症対策等

大規模自然災害＋大規模自然災害

- 先発災害から後発災害へのシームレスな対処計画の策定、受援応援体制の強化
- 後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討
- 後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応等

感染拡大＋大規模自然災害

- 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保
- 避難所における感染拡大による災害関連死抑止への対応等

第4章 減災目標

第1節 減災目標の設定

- 区は、「東京都地域防災計画 震災編(令和5年修正)」で示された「被害軽減と都市再生に向けた目標(減災目標)」や区の防災施策による効果を踏まえた減災目標を掲げるとともに、目標の達成をめざして、国や都、区民、事業者と協力して対策を推進していく。
- 「東京都地域防災計画震災編(令和5年修正)」では、減災目標として、以下の3つの視点及び分野横断的な視点に基づき、2030年度(令和12年度)までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減にすることを掲げている。
- 区は、都と連携して防災減災対策に取り組む必要があることから、区における首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減することを減災目標とする。

【3つの視点】

視点1:家庭や地域における防災・減災対策の推進
○一人ひとりの防災・減災対策に加え、町会、自治会、ボランティア等が連携し、地域の総力を結集して防災力を高めていく
視点2:区民の生命と我が国の首都機能を守る応急体制の強化
○都や区市町村等の業務継続体制の確実な確保や都市基盤の早期回復などにより、区民の生命と首都機能を守り抜く
視点3:すべての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復
○居住形態の変化等も踏まえ、被災者の生活環境の質を高めるとともに、区民一人ひとりの日常を一日も早く取り戻す

【分野横断的な視点】

分野横断的な視点	視点の考え方
ハード対策	すべての防災・減災対策の前提となる「強靱なまちづくり」の加速化
多様な拠点到配慮	被災経験や被災地支援の教訓を活かし、女性や要配慮者など多様な視点を防災対策に反映
防災DXの推進	防災対策の実効性を高め、加速化するツールとしての「防災DX」を積極的に推進
人口構造	若い世代の減少や「高齢者の高齢化」など、今後の人口構造の変化も踏まえた対策を推進

【区の減災目標】

- 2030年度(令和12年度)までに、区における首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減する。

第2節 減災目標の達成のための主な対策

○減災目標の確実な達成のためにの主な対策と目標とすべき指標を設定する。

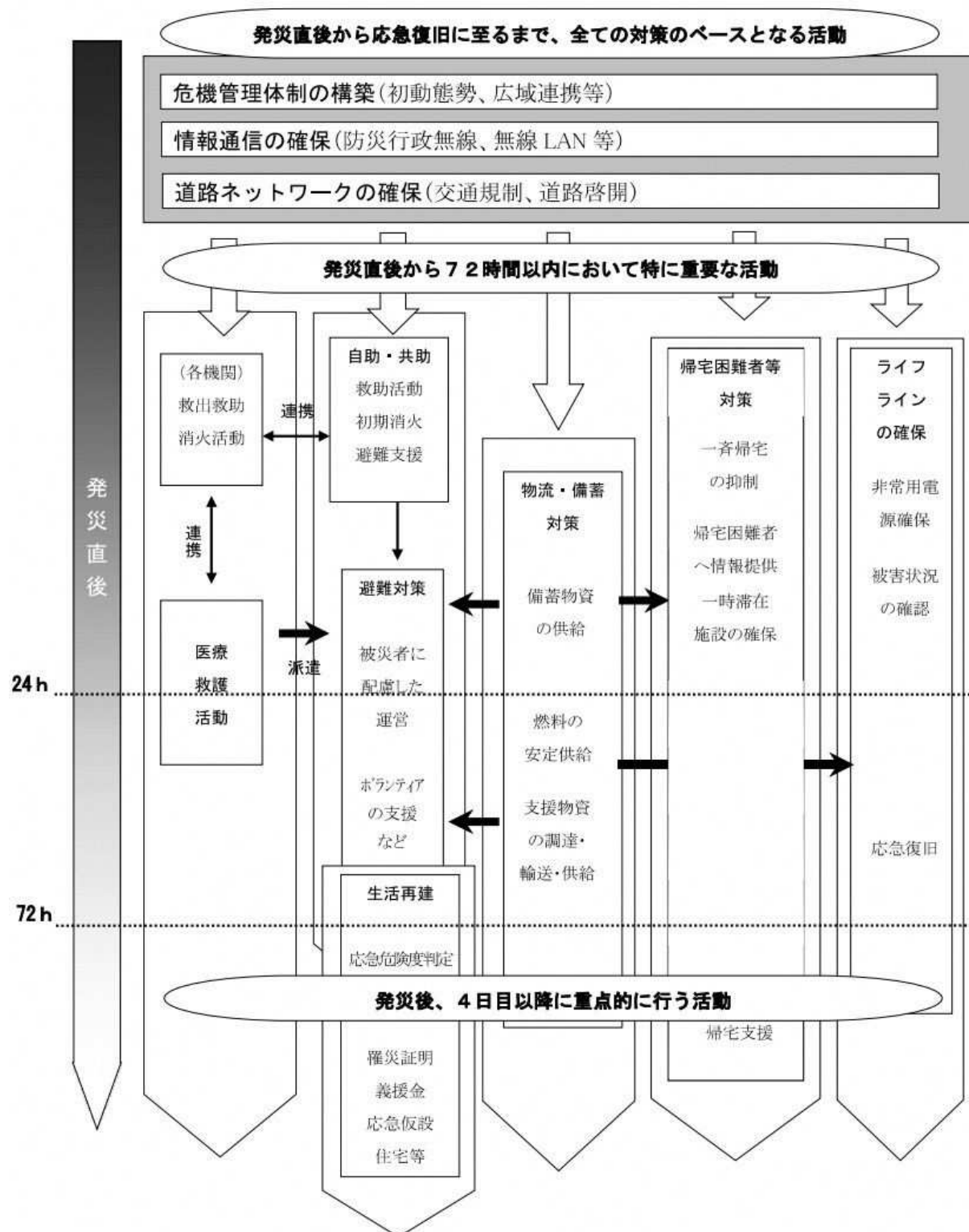
視点	項目	2030年度の目標
視点1 家庭や地域における防災・減災対策の推進	出火防止対策実施率(感震ブレーカー設置)	感震ブレーカー設置率30%(火災危険度4以上の地域、不燃化特区地域に限る)
	初期消火対策実施率(消火器設置)	消火器保有率60%
	家具類の転倒・落下・移動防災対策	75%
	自助の備えを講じている区民の割合	100%
視点2 区民の生命を守る応急体制の強化	緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進	特定緊急輸送道路沿道建築物:耐震化率100%(2025年度) 一般緊急輸送道路沿道建築物:耐震化率90%以上(2025年度)
	豊島区業務継続計画の充実強化	国及び都の動向並びに本計画を反映させた豊島区業務継続計画への改定
	受援応援体制の充実	受援応援計画等の策定
	災害時要援護者対策の充実強化	区、事業者、地元住民が連携した体制の構築
	帰宅困難者対策条例の内容を把握している事業者の割合	70%
	一時滞在施設の確保	50%
視点3 すべての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復	つながる通信の確保	全救援センターにおいて通信環境を確保
	救援センター環境の向上	全救援センターにおける安全で質の高い生活環境の確保
	災害用トイレの確保	全救援センターへのマンホールトイレの整備
	生活再建支援の迅速化	デジタル技術を活用した応急危険度判定や罹災証明書発行等、生活再建支援業務体制の迅速化
分野横断的な視点 ハード整備	緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進	特定緊急輸送道路沿道建築物:耐震化率100%(2025年度) 一般緊急輸送道路沿道建築物:耐震化率90%以上(2025年度)
	住宅の耐震化促進	旧耐震基準の耐震性が不十分な住宅の概ね解消(2025年度) 新耐震基準の耐震性が不十分な木造住宅を半減(2030年度)
	整備地域の不燃化	区内全整備地域の不燃領域率を70%達成
	特定整備路線の整備	全線整備(2025年度)

第5章 発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ

○第2部各章の施策は、密接に関連しており、特に発災後は、各施策を実施する主体が相互に連携を図りながら、応急対応を実施することが求められる。

○本章では、各施策の関係について、①発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動、②発災直後からの72時間以内において特に重要な活動、③発災後、4日目以降に重点的に行う活動の3つに分類し、それぞれの相関のイメージを示した。

【震災対応シナリオ】



1 発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動

【危機管理体制、情報通信、道路ネットワーク】

- 発災後のあらゆるフェーズにおいて的確な応急活動を展開する上で、初動態勢の確保や各機関との広域連携など、危機管理体制を構築することが不可欠である。
- また、関係機関が連携して対応するためには、各機関が被害状況、応急対応状況の情報を共有できるよう、IP 無線等の情報通信を確保する必要がある。
- さらに、救出救助活動や消火活動、物資の供給などは、主に車両を使って実施することから、機動的に活動を展開するためには、交通規制や道路啓開などにより、ネットワークを確保することが重要である。

2 発災直後から 72 時間以内において特に重要な活動

【救出救助、消火、医療救護、避難、物流・備蓄、帰宅困難者対策、ライフライン】

- 救出救助活動や消火活動については、自衛隊、警察、消防などの防災機関による活動と、近隣住民同士の共助による活動が連携を図ることで大きな効果を発揮する。
- また、こうした救助活動等によって助けられた被災者に対し、医療機関等において適切な医療を提供することで、一人でも多くの命を救うことができる。
- 避難所に対しては、生活を支えるために必要な物資を供給するとともに、ボランティアによる支援を円滑に受け入れる必要がある。
- 帰宅困難者の一斉帰宅の抑制は、迅速な救出救助活動の展開のためにも不可欠であり、一時滞在のための物資の供給は、帰宅困難者に対しても、円滑に行われなければならない。
- また、こうした活動のための非常用電源等によるライフラインの確保や、そのための燃料の安定供給も重要な取組である。

3 発災後、4 日目以降に重点的に行う活動

【生活再建、帰宅支援】

- 発災後4日目以降については、帰宅困難者の円滑な帰宅に向けての帰宅支援を進めるとともに、被災者の早期の生活再建に向け、義援金の支給や応急仮設住宅への早期の入居を実現していかなければならない。